

# 九州大学「共同研究部門」制度の創設について

## 1. 趣 旨

- (1) 「組織対応型連携研究事業」（民間機関等の要請を受け、本学との組織的かつ中長期にわたる産学連携を推進する事業）のもと、本学と民間機関等との共通した研究課題について、共同研究に係る拠点（共同研究部門）を設け、当該研究組織において一定期間継続的に研究をおこなうことにより、社会の発展に資する研究の高度化と多様化を図ることを目的とします。
- (2) 民間等からの共同研究費により、当該研究組織の教員給与や研究費、光熱水料、旅費、施設使用料等その運営に必要な経費等を賄います。  
本共同研究部門の設置期間は、原則として2年～5年（更新可）とし、研究活動を推進するものです。

## 2. 創設の背景

法人化以降、本学における共同研究・受託研究等、外部から資金の受け入れは、全体として金額・件数とも大幅に伸びています。

一方、民間機関等との共同研究活動において、大規模な共同研究を実施するような場合には、研究組織の構築が必要となりますが、共同研究制度ではその構築が難しく、その対応と充実・強化についての方策が急務となり、本制度の創設が求められていました。

また、寄附講座等による外部資金の受け入れでは、当該資金が「寄付金」のため出資者への研究成果物の還元がなく、資金提供者側の理解がより得やすい「共同研究」にシフトしたいとの意向が寄せられていました。

## 3. 「共同研究部門」の設置について

「共同研究部門」の設置については、「組織対応型連携契約」を締結のうえ、次の手続きにより設置を行います。

- (1) 民間機関等から本学に「共同研究部門」設置の申込み
- (2) 部局長は、教授会又はそれに代わる機関の議を経て総長に申請
- (3) 総長は、企画専門委員会に審議を付託（企画専門委員会は、審議結果を総長に報告）
- (4) 総長は、審議結果を踏まえ、設置承認の可否を決定
- (5) 総長承認の場合は、民間機関等と本学の間で「共同研究部門設置契約」を締結

## 4. 部門名

当該部門における研究の内容を示す名称を付します。

（民間機関等から申し出があった場合は、当該機関等の名称が明らかになるような名を付すことができます。）

## 5. 部門の構成

- (1) 原則として教授又は准教授1人以上の教員（特定有期教員：共同研究部門教員）を置きます。（共同研究部門の運営上、特に支障がないと認められる場合には、講師又は助教1人以上の教員も可能です。）

- (2) 必要に応じて、協力教員（共同研究部門に参画する本学の教員）、共同研究員（民間・公的機関等に在職のまま本学に派遣される研究員）、学術研究員等を置くことができます。
- (3) 公的機関からの資金提供により共同研究部門を設置する場合には、教授又は准教授相当の共同研究員の受け入れにより、共同研究部門教員を置かないことも可能とします。

#### **6. 「共同研究部門教員」の職務**

当該部門の研究業務に専念します。ただし、教育上有益であると認められる場合には、学部又は大学院学府の教授会の審議を経て、当該学部又は学府の授業に従事することができます。

なお、研究業務専念のため、大学院指導教員については不可とします。

#### **7. 「共同研究部門教員」の雇用期間**

- (1) 5年を限度とします。（当該部門の存続期間を限度に更新することが可能です。）
- (2) 本学教員の定年退職日を超えることはできません。

#### **8. 「共同研究部門教員」の選考**

- (1) 「共同研究部門教員」は、原則として公募の上、共同研究部門を置く部局の教授会又は運営委員会において、教員選考基準等に基づき選考・推薦を行います。
- (2) 部局から推薦のあった者について、役員会の下に、本学の企画専門委員会の委員のうちから総長が指名する者による「選考審査委員会」を置き審査を行い、当該結果について、役員会の審議を経て総長が決定します。

#### **9. 「共同研究部門教員」の所属**

- (1) 共同研究部門が設置された部局等に所属します。

#### **10. 「共同研究部門教員」の教授会等への参画**

所属する部局の教授会又は運営委員会の議に基づくものとします。

#### **11. 研究成果物の取扱い等**

- (1) 出資者への成果物の還元があります。
- (2) 当該研究で得られた成果の公表については、民間機関等との契約の定めによります。  
なお、成果の公表前に、内容について民間機関等と協議し、場合によっては、事前に特許出願をおこないます。